



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年6月3日火曜日 第615号外1

## ◇ 目 次 ◇

## 監査公表

- 住民監査請求に係る監査結果の公表（5件）……………（監査事務局）…………… 1

## 監査公表

## ○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年6月3日

愛媛県監査委員 高田 健司

同 高石 淳

## 決 定 書

請求人 松山市 松本好司様

令和7年3月28日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（選挙ドットコム使用料：黒川理恵子不当利得返還要求）」について、次のとおり決定する。

## 主 文

本件請求は、これを棄却する。

## 第1 請求の内容

請求人から令和7年3月28日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（選挙ドットコム使用料：黒川理恵子不当利得返還要求）」によると、請求の要旨は次のとおりである。

## 1 請求する措置

愛媛県が政務活動費として、元愛媛県議会議員黒川理恵子（以下「黒川元県議」という。）にネット選挙対策ツールであるポネクタ（以下「ネットサービスV」という。）を利用した選挙ドットコム（以下「ポータルサイトS」という。）への掲載に関わる経費の使用料を支払っていることを愛媛県情報公開条例に基づく公文書の公開請求と愛媛県ホームページで確認した。

選挙活動や政治活動に関する経費は愛媛県政務活動費として認められていない。違法かつ不当な請求行為に対して、財務会計上の不適切な会計支出を行っているものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき、愛媛県職員措置請求（以下「本件請求」という。）を行う。

愛媛県監査委員は、黒川元県議に愛媛県が支払ったネットサービスV使用料（ポータルサイトS費用）の監査を適切に行い、不当な公金支出の返還措置を監査にて求める。

## 2 支出が不当である理由

- 愛媛県の政務活動費は、選挙に関する費用や政治活動費の経費充当は認められていない。愛媛県監査委員は、黒川元県議に対し、愛媛県に公金の返金を求めよ。
- 愛媛県の広聴広報費でネット系に関する充当範囲は、ホームページに限定されたものであり、選挙支援サイトであるポータルサイトSの経費充当として認められていない。愛媛県監査委員は、黒川元県議に対し、愛媛県に公金の返金を求めよ。
- 黒川元県議はポータルサイトS運用会社に対して、その利用料をネットサービスV使用料として、令和5年に4ヶ月分の使用料とその送金手数料の合計金額の按分2分の1にあたる21,835円を愛媛県に請求して愛媛県がその使用料を支払っている。  
「政務活動費事務処理マニュアル」には、「全額を政務活動費によって支払うことは不適切な場合があることから、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」と記載されており、更には「個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。」と記載されている。

選挙のウェブサイトのポータルサイトSの利用料の支払いであり、更には投稿するコンテンツは選挙に関することばかりであることから、按分比率2分の1の積算根拠が成り立っていない。マニュアルに定める明確な按分比率の積算根拠を黒川元県議に提出させ、その監査をおこない、監査結果として県民に報告せよ。なお、投稿数の数字で積算根拠を示すことが可能であり、愛媛県の政務活動と言え根拠の投稿数の割合を数字で示せ。

- ポータルサイトSには、黒川元県議が選挙に出馬した令和5年3月31日告知の愛媛県議会選挙から令和6年の西条市長選挙、そして令和7年の西条市議会選挙、そして現在に至るまで、愛媛県知事が黒川元県議を推奨する動画をポータルサイトSのトップページに掲載している状態が続いている。公職選挙法「地位利用」が疑われるコンテンツ投稿が含まれる行為に対して愛媛県の公金が使わ

れていることは不当行為である。愛媛県監査委員は、黒川元県議がポータルサイトSに掲載した全てのコンテンツで違法性が疑われる投稿がないかを監査して、それらが支払いの対象になっていないかを監査して、その監査結果で県民に示せ。

- (5) 愛媛県監査委員らは過去の監査結果報告において、「マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできない。」と決まり文句の監査報告を行っている。では、愛媛県職員はどのような基準で政務活動費事務処理を行っているのか。議員は何の基準で政務活動費の請求を行っているのか全く不透明である。

ポータルサイトSの費用を愛媛県が公費として支払うことは、県民の理解が得られないものとする。ポータルサイトSの費用を愛媛県が支払うことについて、愛媛県議会議長が政務活動費事務処理を定めたマニュアルに即した内容だと判断しているのか、その答えが監査結果として重要な要素となる。については、愛媛県監査委員は、愛媛県議会議長に対して議長の所見を伺い、その回答の有無も含めて本監査の監査結果として県民に報告せよ。

### 3 違法性の根拠

愛媛県政務活動費の交付に関する条例において、「(政務活動費を充てることができる経費の範囲) 第7条 議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」としている。

同条例の別表(第7条関係)において、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」としている。

また、同条例に「第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としており、その議長は「政務活動費事務処理マニュアル」を策定している。したがって、「政務活動費事務処理マニュアル」自体に法規範性がある。

法規範性がある政務活動費事務処理マニュアルにおいて、愛媛県の政務活動費の広聴広報費として認められる経費は、政務活動費事務処理マニュアル第2 政務活動費を充てることができる経費の範囲である。具体例として、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」だと定められている。

また、ホームページ・更新委託料は政務活動費事務処理マニュアルにて充当可能な経費だと認められているが、ホームページ以外のSNSについての経費は充当項目に認められていない。選挙支援サイトの経費充当は該当項目にないことから、不当な請求である。

### 4 監査で留意すべき事項

総務省のホームページの掲載において、「選挙・政治資金」(1)インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁等で、ウェブサイト等を利用する方法として、「ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス(Youtube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)等と記載して、ホームページはウェブサイト等の一つのチャンネルであることを国民に説明している。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10\\_2.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html)

また、公職選挙法第142条の3第1項においても、インターネット系の全体利用に対しては、「ウェブサイト等を利用する方法」と記載しているとおりであり、愛媛県の政務活動費事務処理マニュアルでは充当項目をホームページとしている、あくまでもホームページに関する支出だけを意味するものに限定している記載である。

このように、愛媛県の政務活動費事務処理マニュアルの広聴広報費の充当項目がホームページに限定されたものであるから、政務活動費の経費充当はホームページに限定した経費にすべきであって、ネット選挙対策ツールの使用料を愛媛県が支払っているのは不当な会計処理である。

### 5 監査委員の選任

(裁判関係者の排除要求)

請求人は、愛媛県が黒川元県議に支払った自己啓発セミナー(西条市倫理法人会)の会費の返還を愛媛県知事に求める民事裁判を行っている原告である。(不当利得返還請求事件 事件番号 令和6年(行ウ)第4号)

本事件は、行政側監査委員2名が、議長が策定した「政務活動費事務処理マニュアル」を法規範性がないとして棄却した監査結果に対する裁判である。

請求人は松山地方裁判所にて勝訴し、愛媛県知事は控訴をして裁判で係争中である。したがって本事件の監査に関わった監査委員は裁判関係者である。

同条例第13条のとおり、「条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としてある同条例を当該監査委員が無視をし、議長が策定したマニュアルを法規範性がないとした監査結果に対する裁判である。したがって、法第199条の2の規定を根拠に当該事件の行政側監査委員2名の除斥を求める。

また、法第200条の2において、監査委員には監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるが、本監査請求は行政側の職員が会計上の会計処理を正当に行っていたかを監査するものであること、議会側で策定したマニュアルに沿って会計処理が行われていたかを監査するものであることから、議会議員側から選出した監査委員が不在の監査は有り得ない。

一般民間人や愛媛県元職員の監査委員だけでは、本監査を行うにあたって、選挙についての知識や判断が十分とは言えない。

したがって、裁判係争中の事件に関わった監査人を本監査から除外し、議員側の監査委員を入れた監査を行え。

不当利得返還請求事件(事件番号 令和6年(行ウ)第4号)の監査は以下のとおりである。

(当該事件に該当する住民監査請求の愛媛県監査委員)

●監査から除斥された委員(2名)

議会側監査委員 大西誠（愛媛県議会議員：自民党）

議会側監査委員 松下行吉（愛媛県議会議員：自民党）

●監査を実施した委員（2名）

行政側監査委員 高橋正浩（愛媛県職員 常勤特別職：元県職員）

行政側監査委員 高田健司（愛媛県職員 非常勤特別職：民間登用）

注 第1については、請求の趣旨を損なわない範囲で明らかな誤字脱字の修正を含めて整理し直した。

## 第2 監査の実施

本件請求は、令和7年3月28日にこれを受付し、同年4月9日に補正書が提出され、これらを要件審査した結果、法第242条に定める要件を具備していると認め、同月11日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査執行上の辞退

監査委員のうち愛媛県議会議員から選任された委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の届出があり、両監査委員は、監査を執行していない。なお、該当する委員は、大石豪委員及び帽子大輔委員である。

### 2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 3 監査実施日

令和7年4月22日から25日までの間に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

### 4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

#### (1) 政務活動費の概要

法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）が制定され、条例の規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は交付条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

#### ア 政務活動費の交付の対象及び額

##### (ア) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

##### (イ) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

#### イ 政務活動費の交付の方法等

##### (ア) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

##### (イ) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

##### (ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

##### (エ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

##### (オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還（条例第10条）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受領した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費の事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月に一部を改正している。マニュアルの主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）ごとの使途基準（内容及び具体例）

(ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分にあたる指針及び項目別の充当の考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例））

(エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書、会計帳簿等の整理保管及び証拠書類の四半期ごとの事前確認

(オ) 資料集

法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程並びに事業実績報告書（記載例）

(カ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和5年度における黒川元県議の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

(単位：円)

交付額	支出金額	残余额
3,960,000	3,960,000	0

## 2 結果

### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、交付条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せ持つ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の用途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考としており、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

また、令和4年1月には、用途を詳細に報告するよう支払証明書及び出納簿の記載例の修正を行うとともに、議会事務局による証拠書類の四半期ごとの事前確認をマニュアル内に記載するなど、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のための改正を行っている。

マニュアルは、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、法規規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできないが、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきのものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定め適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の合理的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法かつ不当な支出として示されたもの等について、次のとおり判断する。

### (2) 広聴広報費としてネットサービスV使用料を支出することの可否

請求人は、愛媛県の政務活動費には、選挙費用や政治活動費の経費充当は認められていない外、広聴広報費への充当は、ホームページに限定されたものであり、ポータルサイトSのネットサービスV使用料が経費充当対象として認められていないことから当該支出は不当であると主張している。

これに対し、議会事務局から、次のとおり説明があった。

政務活動は、県政全般に及び、その調査研究の対象や方法も広範かつ多岐にわたるものと考えられ、政務活動の手段、方法又は内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきものであることから、いかなる内容の政務活動を行うかは、議員の合理的判断に委ねられるべきものである。

条例は、第7条及び別表により政務活動費を充てることができる経費の範囲及び用途基準を定めている。そして、こうした政務活動費を具体的に充てることができる経費の範囲や充当方法については、マニュアルで「実費弁償の原則」、「按分にあたっての指針」及び「項目別の充当の考え方」等の詳細を定めており、これらを踏まえ、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としている。

したがって、議員が政務活動のために支出した経費が用途基準等に適合するとの当該議員の合理的判断があり、政務活動の外観や、当該支出の客観的な目的、性質等に照らして、その判断について首肯し得るものと推認できる程度の合理性が認められる場合には、政務活動に支出した経費について、議員の請求に基づき、政務活動費を充当できる。

マニュアルでは、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例として、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、県政報告会等の開催、議会活動広報紙及び報告書の発行並びにホームページによる広報活動（会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代、茶菓子等）、印刷製本費及び発送料、

交通費、ホームページ作成・更新委託料等）と記載されているが、これらは、例示に過ぎず、充当可能な経費をホームページによる広報活動に限定する趣旨ではなく、インターネットを介した広報ツールの利用等に係る経費も広聴広報費の対象になると考えている。

また、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。そのため、明確に按分することは難しいので、事務所費、事務費（備品購入費）、人件費等の全額を政務活動費によって支払うことは不適當な場合があることから、各活動の実績に応じて按分する必要がある。

その按分比率の決め方については、政務活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。

この按分比率については、宇都宮地裁平成23年（行ウ）第8号平成29年6月29日判決も参考にしており、これによると、「広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。」とされていることから、議会事務局は、経費の内容に政務活動以外の議員活動が含まれている場合には適正な割合で按分するよう助言しており、令和5年度のネットサービスV使用料についても議会事務局がポータルサイトSにおける黒川元県議の個人ページを閲覧し、同氏に按分方法を確認の上、50%の按分として認めている。

また、ネットサービスVの詳細機能として、同サイトにおいては、個人ページを掲載し、動画によるPRやプロフィール情報、政策やメッセージなど発信できる等と紹介されている。

上記議会事務局の説明を踏まえて次のように判断した。

まず、広聴広報費をネットサービスV使用料に充当することの可否について、条例では、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、その具体例がマニュアルで示されているが、広聴広報費を充当することができる経費がこれらの経費に限定されている訳ではない。また、ポータルサイトSを利用した情報発信は、ホームページと同じくインターネットを介した広報ツールとして、効果的な手段であると認められることから、ネットサービスV使用料を充当対象経費とすることは、マニュアルの用途基準に沿った運用であると考えられる。

次に、ポータルサイトSにおける黒川元県議の個人ページへの掲載内容が政務活動と言えるかどうかについてであるが、同氏の個人ページには、議会活動や選挙活動など様々な活動等が混在した活動記録が、動画を含めたブログ形式で多数掲載されていることが認められる。

名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決では、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものであって、その多くが政治活動、後援活動としての性格を併有していることは否定できない。しかし、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な調査研究活動に当たり、そのための費用は、政務調査費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。」とされており、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決では、「広報には、自らの議会活動や政策を有権者に周知し、支持者の拡大を図るといって選挙活動の一環として機能し得る面もあることは否定しがたいが、そうであるとしても専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき事情がない限り、広報費は、用途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。」とされている。

また、マニュアルによると、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないことから、議会事務局が、黒川元県議に按分方法について確認した上で、その割合が50%以内であれば申出のとおり認めている現状は合理的な運用であると考えられる。

よって、これらのことを勘案すると、ネットサービスV使用料への政務活動費の充当が違法かつ不当であるという請求人の主張には理由がない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件請求のうち令和5年度の政務活動費の支出に関しては、条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が黒川元県議に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

#### 第5 意見

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため、議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされており、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、政務活動費制度を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、マニュアルにおいて、より詳細で具体的な使途基準を明示するなど、更なる透明性向上のための見直しに、早急に取り組むとともに、知事の補助執行者である議会事務局においては、政務活動費が使途を限定した交付金であることを念頭に、その支出に係る指導の一層の充実・強化を図り、より適正な執行に努められたい。

令和7年5月23日

愛媛県監査委員 高 田 健 司  
同 高 石 淳

## ○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年6月3日

愛媛県監査委員 高 田 健 司  
同 高 石 淳

## 決 定 書

請求人 松山市 松本好司様

令和7年3月28日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（黒川理恵子動画制作費）」について、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 本件請求のうち、令和3年度及び令和4年度に交付した政務活動費の返還を求める部分を却下する。
- 2 その余の請求は、これを棄却する。

### 第1 請求の内容

請求人から令和7年3月28日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（黒川理恵子動画制作費）」によると、請求の要旨は次のとおりである。

#### 1 請求する措置

愛媛県が政務活動費の広聴広報費として、元愛媛県議会議員黒川理恵子（以下「黒川元県議」という。）に動画制作費を支払っていることを愛媛県情報公開条例に基づく公文書の公開請求で確認した。

愛媛県職員が違法かつ不当な行為に対して、財務会計上の不適切な会計支出を行っているものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき、愛媛県職員措置請求（以下「本件請求」という。）を行う。

愛媛県監査委員に対しては、愛媛県が黒川元県議に支払った動画制作費の支払い請求明細単位に至るまでの監査を行い、不当な公金支出の返還措置を監査にて求める。

#### 2 支出が不当である理由

(1) 愛媛県の広聴広報費の充当は、ホームページに限定されたものであり、動画制作費の支出そのものが、政務活動費に該当しない不当請求である。政務活動費に動画サイトのYouTubeチャンネル、選挙ドットコム（以下「ポータルサイトS」という。）に投稿する動画制作費は経費充当として認められていない。黒川元県議は、ホームページ管理費に動画制作費を含ませて水増し請求を行い、その2分の1按分にて愛媛県が黒川元県議に支払っている。愛媛県監査委員は、契約書や請求書の明細を確認して、動画制作費を差し引いた合計に対する按分を計算し直し、その差額を返還請求せよ。

愛媛県が支払ったホームページ・動画編集費

令和3年度分789,057円、令和4年度分290,585円、令和5年度分490,595円

(2) 愛媛県の広聴広報費の充当は、ホームページに限定されたものであり、他の動画サイトのYouTubeチャンネル、ポータルサイトSに投稿する動画は経費充当として認められていない。政務活動に該当する動画ではないので、監査で動画の内容を調べろ。

(3) ホームページ以外では、黒川元県議の動画サイトのYouTubeチャンネル、ポータルサイトSに選挙に関する動画の投稿を確認しており、それらの動画は、愛媛県議会選挙の選挙活動に該当するもので占められている。令和6年9月1日時点では、西条市長選挙に関する動画に集中している。選挙目的の動画であると言えるので、そうではないと言える証拠を監査で示せ。

(4) YouTubeチャンネル、ポータルサイトSの投稿動画には、愛媛県議会選挙、西条市長選挙、西条市議会議員選挙で知事が黒川元県議を推奨動画が掲載されており、公職選挙法の「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」違反の疑い行為を黒川元県議が行っているものを含む。

(5) 選挙活動ならび、公職選挙法違反の疑いがある動画作成費をホームページ費用に混ぜて合算して水増し請求をし、その按分2分の1として愛媛県が支払う行為は、愛媛県政務活動費の交付に関する条例、公職選挙法において違法であり、不当な会計処理の支出である。

- (6) 令和3年度、4年度について監査を求める理由  
不当利得返還請求権の時効期間は10年である。(民法166条1項)  
監査を行わなければ裁判で返還要求ができない。よって、令和3年度、4年度についても監査をせよ。  
(判例)

2020年6月18日に富山地裁で開かれた住民訴訟の口頭弁論では、富山市議会の政務活動費不正受給問題をめぐり、市民団体が森雅志市長を相手取り、自民党会派の政務活動費の返還を求めた住民訴訟において、和久田道雄裁判長は原告側の主張に沿って「返還請求の時効は10年」とする見解を示している。

### 3 違法性の根拠

愛媛県政務活動費の交付に関する条例において、「(政務活動費を充てることができる経費の範囲)第7条 議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」としている。

同条例の別表(第7条関係)において、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」としている。

同条例の「別記様式(第8条、第9条、第11条、第12条関係)政務活動費に係る収入及び支出の報告書」において、広聴広報費は実施日と回数、配布方法の記載が示されているが、黒川元県議の動画費用についての実施日や回数、配布方法(投稿先)は記載されていない違法な支出である。

また、同条例第13条に「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としており、その議長は「政務活動費事務処理マニュアル」を策定している。したがって、「政務活動費事務処理マニュアル」自体に法規範性がある。

法規範性がある政務活動費事務処理マニュアルにおいて、愛媛県の政務活動費の広聴広報費として認められる経費は、政務活動費事務処理マニュアル第2 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例として、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」だと定められている。

また、ホームページ・更新委託料は政務活動費事務処理マニュアルにて充当可能な経費だと認められているが、動画制作費は該当項目にない。また、ホームページ以外のSNSについての経費は充当項目に認められていない。

政務活動費事務処理マニュアルにおいて、広聴広報費の按分については、「内容に政務活動費以外の他の議員活動が含まれている場合には適正な割合で按分する必要がある。」と明記しているとおりである。

これは、動画作成対価で支払った内容が政務活動費に充当すべきか明細単位で明確に分かるものであり、按分比率が不明確な車のリース代1/3上限などとは異なる。したがって、毎月金額変動がある動画制作費の按分比率が、毎月1/2になることは有り得ない。同条例の支払い基準を定めたマニュアルと反する不当な按分計算によって政務活動費が支払われている証拠である。

### 4 監査すべき事項

- (1) 政務活動費の該当項目に動画制作費の支出項目はないので、動画制作費を政務活動費として支出するのは、不当な会計処理である。

仮にホームページ上にある動画の更新費用とした場合においても、黒川元県議のホームページ上には2つの動画があるが、その2つの動画は、事前選挙活動と言える選挙出馬に関する動画である。たった、2つの動画で毎月のホームページの維持費用が大きく変動することはない。

選挙出馬に関する動画は政務活動費ではないので、愛媛県が政務活動費として支払うのは不適切な会計処理である。ホームページは選挙活動の動画掲載しかなく、「動画制作費」は不当請求である。

- (2) 黒川元県議は、動画はホームページのほか、動画サイトYouTube動画、選挙サイトポータルサイトSに投稿している。愛媛県政務活動費の広聴広報費に充当可能なウェブサイト関連の経費は、マニュアルでホームページの更新等に限定している。総務省のホームページの掲載において、「選挙・政治資金」(1)インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁等で、ウェブサイト等を利用する方法として、「ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス(Youtube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)等と記載して、ホームページはウェブサイト等の一つのチャンネルであることを国民に説明している。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10\\_2.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html)

また、公職選挙法第142条の3第1項においても、インターネット系の全体利用に対しては、「ウェブサイト等を利用する方法」と記載しているとおりであり、政務活動費の充当をホームページとしている愛媛県のマニュアルは、あくまでもホームページに関する支出だけを意味するものに限定している記載である。

このように、愛媛県のマニュアルの広聴広報費の充当項目がホームページに限定されたものであるから、政務活動費の経費充当はホームページに限定した経費にするべきであって、作成した動画をYouTubeやポータルサイトSに掲載する動画編集費を愛媛県が支払っている場合においても不当な会計処理である。

- (3) 黒川元県議が作成した動画は、ホームページのほか、動画サイトYouTube動画、選挙サイトポータルサイトSに投稿しているが、それらに投稿している動画は、愛媛県議会選挙の選挙活動に該当するものである。

選挙活動に該当する理由として、動画のタイトルそのものが【愛媛県議会議員選挙2023の候補者・西条】に統一したタイトルの頭出し統一している。そして、その動画を再生すると、黒川元県議自身が、「愛媛県議会議員選挙2023・西条市の候補者、黒川理恵子です。」で始まる。この選挙活動動画を繰り返して投稿している。すなわち、選挙活動の動画である。



選挙活動に該当する動画は政務活動費に該当しないことから、動画サイトYouTube動画、選挙サイトポータルサイトSの動画を政務活動費として支払うのは不当な会計処理である。

愛媛県監査委員がマニュアルに則していないYouTube動画やポータルサイトSへのSNS投稿の動画をホームページの更新料とし、マニュアルに従わない拡大解釈をした場合においても、選挙活動の動画であることから、政務活動費に充当できるものではない。まともな監査委員であれば、請求書や契約書を確認した監査を行うのが普通である。

- (4) 黒川元県議が作成した動画は、動画サイトYouTube動画、選挙サイトポータルサイトSに投稿しているが、動画の内容には、愛媛県議会選挙において、公職選挙法の「地位利用」が疑われる動画が含まれている。

具体的には、現職の愛媛県知事（地方公務員特別職）とのツーショット画像を選挙の動画タイトルの画像として作成して投稿している動画が該当する。

地方公務員は、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されており、これに違反した場合は、同法第239条の2第2項の規定により処罰されるものであることが、令和5年2月24日の総務省大臣通達（総行公第14号）においても示されている。

公職選挙法で禁止されている違反行為が疑われる動画を含む費用を愛媛県の政務活動費として支払うことは、不当な会計処理である。

- (5) 愛媛県が黒川元県議に政務活動費として支払った「ホームページ費用と動画制作費」は、業者に支払った銀行ATMの振込み総額が分かる添付のみである。そもそも、黒川元県議の動画に県政の政務活動の広報に該当するものが見当たらないので、監査追求で示せ。

愛媛県の会計処理は、黒川元県議が「ホームページ費用」と「動画制作費」とを混ぜた金額の水増しに対する按分2分の1で会計処理を行っている。動画制作費とホームページ維持管理費用とは、まったく別次元の作業費用であり、請求を分けて行うことは可能である。

政務活動費と認められない、選挙用YouTube動画やポータルサイトSのウェブサイトの動画も含まれていることから、按分2分の1で支払っているのは不当である。

## 5 監査委員への提言

黒川元県議が「ホームページ費用」と、「動画制作費」とを混合させて、毎月一律に按分2分の1の金額で政務活動費として請求している行為そのものに違法性があるが、この違法性を愛媛県職員が見抜くことが出来ない理由としては、支払った事実（銀行ATMの明細）の総額だけで会計処理を行っている仕組みにある。監査委員であっても、明細単位まで揃った請求書で監査しない限りは監査にならない。実質上の監査が出来ている状況ではない稚拙な監査実態である。請求書払いの項目については、請求書を添付すべきであると考えが、このことについて、監査委員からの所見を求める。

黒川元県議のホームページは、県議会議員選挙時には選挙ホームページに変わり、西条市長選挙2024年の立候補時には市長選挙のホームページに変わる。選挙期間に選挙ホームページに変わるホームページの費用を愛媛県が支払っているのは不当請求に対する会計処理である。また、YouTubeの動画投稿も既に【西条市長選挙2024に挑戦！】と題した動画も確認しているので証拠提供する。これらは、愛媛県議会議員（地方公務員特別職）の立場のまま行われていた事実がある。このような不当行為に対して愛媛県の会計支出が行われないように愛媛県監査事務局ならびに議会事務局に対して事前通告をする。

## 6 監査委員の選任

（裁判関係者の排除要求）

請求人は、愛媛県が黒川元県議に支払った自己啓発セミナー（西条市倫理法人会）の会費の返還を愛媛県知事に求める民事裁判を行っている原告である。（不当利得返還請求事件 事件番号 令和6年（行ウ）第4号）

本事件は、行政側監査委員2名が、議長が策定した「政務活動費事務処理マニュアル」を法規範性がないとして棄却した監査結果に対する裁判である。

請求人は松山地方裁判所にて勝訴し、愛媛県知事は控訴をして裁判で係争中である。したがって本事件の監査に関わった監査委員は裁判関係者である。

同条例第13条のとおり、「条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としてある同条例を当該監査委員が無視をし、議長が策定したマニュアルを法規範性がないとした監査結果に対する裁判である。したがって、法第199条の2の規定を根拠に当該事件の行政側監査委員2名の除斥を求める。

また、法第200条の2において、監査委員には常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるが、本監査請求は行政側の職員が会計上の会計処理を正当に行っていたかを監査するものであること、議会側で策定したマニュアルに沿って会計処理が行われていたかを監査するものであることから、議会議員側から選出した監査委員が不在の監査は有り得ない。

一般民間人や愛媛県元職員の監査委員だけでは、本監査を行うにあたって、選挙についての知識や判断が十分だとは言えない。

したがって、裁判係争中の事件にかかわった監査人を本監査から除外し、議員側の監査委員を入れた監査を行え。

不当利得返還請求事件（事件番号 令和6年（行ウ）第4号）の監査は以下のとおりである。

（当該事件に該当する住民監査請求の愛媛県監査委員）

●監査から除斥された委員（2名）

議会側監査委員 大西誠（愛媛県議会議員：自民党）

議会側監査委員 松下行吉（愛媛県議会議員：自民党）

●監査を実施した委員（2名）

行政側監査委員 高橋正浩（愛媛県職員 常勤特別職：元県職員）

行政側監査委員 高田健司（愛媛県職員 非常勤特別職：民間登用）

注 第1については、請求の趣旨を損なわない範囲で明らかな誤字脱字の修正を含めて整理し直した。

## 第2 監査の実施

本件請求は、令和7年3月28日にこれを受付し、同年4月9日に補正書が提出され、これらを要件審査した結果、法第242条に定める要件について、一部を除き具備していると認め、同月11日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査執行上の辞退

監査委員のうち愛媛県議会議員から選任された委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の届出があり、両監査委員は、監査を執行していない。なお、該当する委員は、大石豪委員及び帽子大輔委員である。

### 2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 3 監査実施日

令和7年4月22日から25日までの間に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

### 4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

#### (1) 政務活動費の概要

法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）が制定され、条例の規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は交付条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

#### ア 政務活動費の交付の対象及び額

##### (ア) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

##### (イ) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

#### イ 政務活動費の交付の方法等

##### (ア) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

##### (イ) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

##### (ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

##### (エ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

##### (オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書

等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還 (条例第10条)

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存 (条例第11条)

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧 (条例第12条)

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲 (条例別表)

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等(他の議員等と共同して開催するものを含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察によるものを含む。)、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費の事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成し、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月に一部を改正している。マニュアルの主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費(調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費)ごとの使途基準(内容及び具体例)

(ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分にあたる指針及び項目別の充当の考え方(調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費(備品等)、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費(参考事例))

(エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書、会計帳簿等の整理保管及び証拠書類の四半期ごとの事前確認

(オ) 資料集

法(抜粋)、公職選挙法(抜粋)、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(記載例)、規程並びに事業実績報告書(記載例)

(カ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和5年度における黒川元県議の政務活動費の支出状況は、次のとおりであった。

(単位：円)

交付額	支出金額	残余额
3,960,000	3,960,000	0

## 2 結果

### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、交付条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せ持つ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の用途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考としており、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

また、令和4年1月には、用途を詳細に報告するよう支払証明書及び出納簿の記載例の修正を行うとともに、議会事務局による証拠書類の四半期ごとの事前確認をマニュアル内に記載するなど、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のための改正を行っている。

マニュアルは、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、法規規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできないが、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定め適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の合理的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法かつ不当な支出として示されたもの等について、次のとおり判断する。

### (2) 広聴広報費として動画制作費を支出することの可否

請求人は、愛媛県の政務活動費には、選挙費用や政治活動費の経費充当は認められていない外、広聴広報費への充当は、ホームページに限定されたものであり、YouTubeチャンネル、ポータルサイトSに投稿する動画制作費が経費充当対象として認められていないにもかかわらず、ホームページ管理費に動画制作費を含めた黒川元県議からの請求に対し、その2分の1の額を愛媛県が支払った行為は不当であると主張している。

これに対し、議会事務局から、次のとおり説明があった。

政務活動は、県政全般に及び、その調査研究の対象や方法も広範かつ多岐にわたるものと考えられ、政務活動の手段、方法又は内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきものであることから、いかなる内容の政務活動を行うかは、議員の合理的判断に委ねられるべきものである。

条例は、第7条及び別表により政務活動費を充てることができる経費の範囲及び用途基準を定めている。そして、こうした政務活動費を具体的に充てることができる経費の範囲や充当方法については、マニュアルで「実費弁償の原則」、「按分にあたっての指針」及び「項目別の充当の考え方」等の詳細を定めており、これらを踏まえ、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としている。

したがって、議員が政務活動のために支出した経費が用途基準等に適合するとの当該議員の合理的判断があり、政務活動の外観や、当該支出の客観的な目的、性質等に照らして、その判断について首肯し得るものと推認できる程度の合理性が認められる場合には、政務活動に支出した経費について、議員の請求に基づき、政務活動費を充当できる。

マニュアルでは、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例として広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、県政報告会等の開催、議会活動広報紙及び報告書

の発行並びにホームページによる広報活動（会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代、茶菓子等）、印刷製本費及び発送料、交通費、ホームページ作成・更新委託料等）と記載されているが、これらは、例示に過ぎず、充実可能な経費をホームページによる広報活動に限定する趣旨ではなく、インターネットを介した広報ツールの利用等に係る経費も広聴広報費の対象になると考えている。

また、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。そのため、明確に按分することは難しいので、事務所費、事務費（備品購入費）、人件費等の全額を政務活動費によって支払うことは不適当な場合があることから、各活動の実績に応じて按分する必要がある。

その按分比率の決め方については、政務活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。

この按分比率については、宇都宮地裁平成23年（行ウ）第8号平成29年6月29日判決も参考にしており、これによると、「広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適正な比率により按分がなされて政務調査費が充実されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。」とされていることから、議会事務局は、経費の内容に政務活動以外の議員活動が含まれている場合には適正な割合で按分するよう助言しており、令和5年度の動画制作費についても議会事務局が、黒川元県議のウェブサイトを開覧し、同氏に按分方法を確認の上、50%の按分として認めている。

上記議会事務局の説明を踏まえて次のように判断した。

まず、広聴広報費を動画制作費に充当することの可否について、条例では、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、その具体例がマニュアルで示されているが、広聴広報費を充当することができる経費がこれらの経費に限定されている訳ではない。また、Instagram、SNS等による情報発信は、ホームページと同じくインターネットを介した広報ツールとして、効果的な手段であると認められることから、そのための動画制作費を充当対象経費とすることは、マニュアルの用途基準に沿った運用であると考えられる。

次に、動画の内容が政務活動と言えるかどうかについてであるが、黒川元県議の公式ホームページにはプロフィール、政策、活動報告等が、また、ポータルサイトSにおける同氏の個人ページには、議会活動や選挙活動など様々な活動等が混在した活動記録が、動画を含めたブログ形式で多数掲載されていることが認められる。

名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決では、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々の政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものであって、その多くが政治活動、後援活動としての性格を併有していることは否定できない。しかし、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な調査研究活動に当たり、そのための費用は、政務調査費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。」とされており、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決では、「広報には、自らの議会活動や政策を有権者に周知し、支持者の拡大を図るという選挙活動の一環として機能し得る面もあることは否定しがたいが、そうであるとしても専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき事情がない限り、広報費は、用途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。」とされている。

また、マニュアルによると、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないことから、議会事務局が、黒川元県議に按分方法について確認した上で、その割合が50%以内であれば申出のとおり認めている現状は合理的な運用であると考えられる。

よって、これらのことを勘案すると、動画制作費への政務活動費の充当が違法かつ不当であるという請求人の主張には理由がない。

### (3) 法第242条第2項に定める請求期間の経過について

請求人は、令和3年度及び令和4年度の支出に関し、請求を行っている。

住民監査請求の請求期間について、法第242条第2項は、「当該行為のあった日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」と規定している。

本件における当該行為のあった日とは、交付額確定日であり、令和3年度分は令和4年5月12日、令和4年度分は令和5年5月15日にそれぞれ確定していることから、当該請求は既に1年を経過している。

また、このただし書でいう正当な理由として認められるのは、例えば、当該行為が極めて秘密裡に行われ、1年を経過した後初めて明るみに出たような場合、或いは天災地変等による交通途絶により請求期間を経過した場合などと解されているが、請求人は、不当利得返還請求権の時効期間は10年であること、また監査を行わなければ裁判で返還要求ができないことを理由としており、これらの主張は、「正当な理由」とは認められない。

**第4 結論**

以上のとおり、本件請求のうち、請求人が不当であると主張する令和3年度及び4年度の政務活動費の支出に関しては、法第242条第2項に定める請求期間を経過していることから、不適法な請求であると判断する。

また、本件請求のうち、令和5年度の政務活動費の支出に関しては、条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が黒川元県議に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

**第5 意見**

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため、議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、用途の範囲が拡大されるとともに、議長にその用途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされており、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、政務活動費制度を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、マニュアルにおいて、より詳細で具体的な用途基準を明示するなど、更なる透明性向上のための見直しに、早急に取り組むとともに、知事の補助執行者である議会事務局においては、政務活動費が用途を限定した交付金であることを念頭に、その支出に係る指導の一層の充実・強化を図り、より適正な執行に努められたい。

令和7年5月23日

愛媛県監査委員 高 田 健 司  
同 高 石 淳

**○公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年6月3日

愛媛県監査委員 高 田 健 司  
同 高 石 淳

**決 定 書**

請求人 松山市 松本好司様

令和7年3月31日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（選挙ドットコム使用料：岡田教人不当利得返還要求）」について、次のとおり決定する。

**主 文**

本件請求は、これを棄却する。

**第1 請求の内容**

請求人から令和7年3月31日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（選挙ドットコム使用料：岡田教人不当利得返還要求）」によると、請求の要旨は次のとおりである。

**1 請求する措置**

愛媛県が政務活動費として、愛媛県議会議員岡田教人（以下「岡田県議」という。）にネット選挙対策ツールであるボネクタ（以下「ネットサービスV」という。）を利用した選挙ドットコム（以下「ポータルサイトS」という。）への掲載に関わる経費の使用料を支払っていることを愛媛県ホームページで確認した。

選挙活動や政治活動に関する経費は愛媛県政務活動費として認められていない。違法かつ不当な請求行為に対して、財務会計上の不適切な会計支出を行っているものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき、愛媛県職員措置請求（以下「本件請求」という。）を行う。

愛媛県監査委員は、岡田県議に愛媛県が支払ったネットサービスV使用料（ポータルサイトS費用）の監査を適切に行い、不当な公金支出の返還措置を監査にて求める。

**2 支出が不当である理由**

- 愛媛県の政務活動費は、選挙費用や政治活動費の経費充当は認められていない。
- 愛媛県の広聴広報費の充当は、ホームページに限定されたものであり、選挙支援サイトであるポータルサイトSの経費充当として認められていない。
- 愛媛県議会議員選挙の告知日は令和5年3月31日であり、岡田県議はイチニ株式会社（ネットサービスVサイト運用社）に対して支払っている9ヶ月間の費用が選挙活動の期間に該当するか、請求関係の証拠を押収して調査した監査結果を愛媛県民に示せ。
- ポータルサイトSにある黒川理恵子のページでは、選挙に関するコンテンツ投稿があることが確認できる。

しかし、岡田県議のページには愛媛県の政務活動報告に関する投稿も、その他の投稿も見当たらない。愛媛県の政務活動の報告がされたいと言いはない。または、政務活動の報告投稿を削除することは考え難く、選挙目的の投稿を既に削除した可能性が十分に考えられる。

愛媛県監査委員は、岡田県議がポータルサイトSに掲載したすべてのコンテンツを監査で調査して、愛媛県がその証拠を確認して支払いをしていたのかまで確認して県民に示せ。

- (5) ポータルサイトSは選挙活動のウェブサイトであり、更には政務活動の実態がない架空請求に対して愛媛県民の税金を支払うことは許しがたい。愛媛県監査委員は、岡田県議に対し、愛媛県に公金の返金を求めよ。

### 3 違法性の根拠

愛媛県政務活動費の交付に関する条例において「(政務活動費を充てることができる経費の範囲) 第7条 議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」としている。

同条例の別表(第7条関係)において、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」としている。

また、同条例に「第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としており、その議長は「政務活動費事務処理マニュアル」を策定している。したがって、「政務活動費事務処理マニュアル」自体に法規範性がある。

法規範性がある政務活動費事務処理マニュアルにおいて、愛媛県の政務活動費の広聴広報費として認められる経費は、政務活動費事務処理マニュアル第2 政務活動費を充てることができる経費の範囲である。具体例として、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」だと定められている。

また、ホームページ・更新委託料は政務活動費事務処理マニュアルにて充て可能な経費だと認められているが、ホームページ以外のSNSについての経費は充て項目に認められていない。選挙支援サイトの経費充ては該項目にないことから、不当な請求である。

### 4 監査で留意すべき事項

総務省のホームページの掲載において、「選挙・政治資金」(1)インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁等で、ウェブサイト等を利用する方法として、「ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス(Youtube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)等と記載して、ホームページはウェブサイト等の一つのチャンネルであることを国民に説明している。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10\\_2.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html)

また、公職選挙法第142条の3第1項においても、インターネット系の全体利用に対しては、「ウェブサイト等を利用する方法」と記載しているとおりであり、愛媛県の政務活動費事務処理マニュアルでは充て項目をホームページとしている、あくまでもホームページに関する支出だけを意味するものに限定している記載である。

このように、愛媛県の政務活動費事務処理マニュアルの広聴広報費の充て項目がホームページに限定されたものであるから、政務活動費の経費充てはホームページに限定した経費にするべきであって、ネット選挙対策ツールの使用料を愛媛県が支払っているのは不当な会計処理である。

### 5 監査委員の選任

(裁判関係者の排除要求)

請求人は、愛媛県が黒川理恵子に支払った自己啓発セミナー(西条市倫理法人会)の会費の返還を愛媛県知事に求める民事裁判を行っている原告である。(不当利得返還請求事件 事件番号 令和6年(行ウ)第4号)

本事件は、行政側監査委員2名が、議長が策定した「政務活動費事務処理マニュアル」を法規範性がないとして棄却した監査結果に対する裁判である。

請求人は松山地方裁判所にて勝訴し、愛媛県知事は控訴をして裁判で係争中である。したがって本事件の監査に関わった監査委員は裁判関係者である。

同条例第13条のとおり、「条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としてある同条例を当該監査委員が無視し、議長が策定したマニュアルを法規範性がないとした監査結果に対する裁判である。したがって、法第199条の2の規定を根拠に当該事件の行政側監査委員2名の排斥を求める。

また、法第200条の2において、監査委員には常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるが、本監査請求は行政側の職員が会計上の会計処理を正当に行っていたかを監査するものであること、議会側で策定したマニュアルに沿って会計処理が行われていたかを監査するものであることから、議会議員側から選出した監査委員が不在の監査は有り得ない。

一般民間人や愛媛県元職員の監査委員だけでは、本監査を行うにあたって、選挙についての知識や判断が十分とは言えない。

したがって、裁判係争中の事件に関わった監査人を本監査から除外し、議員側の監査委員を入れた監査を行え。

不当利得返還請求事件(事件番号 令和6年(行ウ)第4号)の監査は以下のとおりである。

(当該事件に該当する住民監査請求の愛媛県監査委員)

#### ●監査から除斥された委員(2名)

議会側監査委員 大西誠 (愛媛県議会議員:自民党)

議会側監査委員 松下行吉 (愛媛県議会議員:自民党)

#### ●監査を実施した委員(2名)

行政側監査委員 高橋正浩（愛媛県職員 常勤特別職：元県職員）

行政側監査委員 高田健司（愛媛県職員 非常勤特別職：民間登用）

注 第1については、請求の趣旨を損なわない範囲で明らかな誤字脱字の修正を含めて整理し直した。

## 第2 監査の実施

本件請求は、令和7年3月31日にこれを受付し、要件審査した結果、法第242条に定める要件を具備していると認め、同年4月2日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査執行上の辞退

監査委員のうち愛媛県議会議員から選任された委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の届出があり、両監査委員は、監査を執行していない。なお、該当する委員は、大石豪委員及び帽子大輔委員である。

### 2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 3 監査実施日

令和7年4月22日から25日までの間に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

### 4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

#### (1) 政務活動費の概要

法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）が制定され、条例の規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は交付条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

#### ア 政務活動費の交付の対象及び額

##### (ア) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

##### (イ) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

#### イ 政務活動費の交付の方法等

##### (ア) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

##### (イ) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

##### (ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

##### (エ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

##### (オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

##### (カ) 政務活動費の返還（条例第10条）



知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費の事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月に一部を改正している。マニュアルの主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）ごとの使途基準（内容及び具体例）

(ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分にあたっての指針及び項目別の充当の考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例））

(エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書、会計帳簿等の整理保管及び証拠書類の四半期ごとの事前確認

(オ) 資料集

法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程並びに事業実績報告書（記載例）

(カ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和5年度における岡田県議の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

（単位：円）

交付額	支出金額	残余額
3,630,000	3,630,000	0

## 2 結果

### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、交付条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せ持つ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の用途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考としており、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

また、令和4年1月には、用途を詳細に報告するよう支払証明書及び出納簿の記載例の修正を行うとともに、議会事務局による証拠書類の四半期ごとの事前確認をマニュアル内に記載するなど、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のための改正を行っている。

マニュアルは、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、法規規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできないが、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定め適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の合理的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法かつ不当な支出として示されたもの等について、次のとおり判断する。

### (2) 広聴広報費としてネットサービスV使用料を支出することの可否

請求人は、愛媛県の政務活動費には、選挙費用や政治活動費の経費充当は認められていない外、広聴広報費への充当は、ホームページに限定されたものであり、ポータルサイトSのネットサービスV使用料が経費充当対象として認められていないこと、また、政務活動に使用したかどうか分からないことから、当該支出は不当であると主張している。

これに対し、議会事務局から、次のとおり説明があった。

政務活動は、県政全般に及び、その調査研究の対象や方法も広範かつ多岐にわたるものと考えられ、政務活動の手段、方法又は内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきものであることから、いかなる内容の政務活動を行うかは、議員の合理的判断に委ねられるべきものである。

条例は、第7条及び別表により政務活動費を充てることができる経費の範囲及び用途基準を定めている。そして、こうした政務活動費を具体的に充てることができる経費の範囲や充当方法については、マニュアルで「実費弁償の原則」、「按分にあたっての指針」及び「項目別の充当の考え方」等の詳細を定めており、これらを踏まえ、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としている。

したがって、議員が政務活動のために支出した経費が用途基準等に適合するとの当該議員の合理的判断があり、政務活動の外観や、当該支出の客観的な目的、性質等に照らして、その判断について首肯し得るものと推認できる程度の合理性が認められる場合には、政務活動に支出した経費について、議員の請求に基づき、政務活動費を充当できる。

マニュアルでは、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例として、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、県政報告会等の開催、議会活動広報紙及び報告書の発行並びにホームページによる広報活動（会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代、茶菓子等）、印刷製本費及び発送料、交通費、ホームページ作成・更新委託料等）と記載されているが、これらは、例示に過ぎず、充当可能な経費をホームページによる広報活動に限定する趣旨ではなく、インターネットを介した広報ツールの利用等に係る経費も広聴広報費の対象になると考えている。

また、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。そのため、明確に按分することは難しいので、事務所費、事務費（備品購入費）、人件費等の全額を政務

活動費によって支払うことは不適當な場合があることから、各活動の実績に応じて按分する必要がある。

その按分比率の決め方については、政務活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。

この按分比率については、宇都宮地裁平成23年（行ウ）第8号平成29年6月29日判決も参考にしており、これによると、「広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。」とされていることから、議会事務局は、経費の内容に政務活動以外の議員活動が含まれている場合には適正な割合で按分するよう助言しており、令和5年度のネットサービスV使用料についても議会事務局がポータルサイトSにおける岡田県議の個人ページを閲覧し、同氏に按分方法を確認の上、50%の按分として認めている。

また、ネットサービスVの詳細機能として、ポータルサイトSのサイトにおいては、個人ページを掲載し、動画によるPRやプロフィール情報、政策やメッセージなど発信できる等と紹介されている。

岡田県議の個人ページは、政治家データの掲載が主と見受けられるが、ネットサービスVでは、本人のアカウントにより他の機能（活動報告等）の利用が可能となっており、サイトを常時確認することは困難であるが、一般的、外形的事実から、ネットサービスVを利用した政務活動の実態がないとまでは言えない。

なお、政務活動費として充当しているのは、支出に係る領収書等から令和5年5月分から令和6年1月分として支払った経費であり、愛媛県議会議員選挙（令和5年4月9日投票日）以前の費用は含まれていない。

上記議会事務局の説明を踏まえて次のように判断した。

まず、広聴広報費をネットサービスV使用料に充当することの可否について、条例では、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、その具体例がマニュアルで示されているが、広聴広報費を充当することができる経費がこれらの経費に限定されている訳ではない。また、ポータルサイトSを利用した情報発信は、ホームページと同じくインターネットを介した広報ツールとして、効果的な手段であると認められることから、ネットサービスV使用料を充当対象経費とすることは、マニュアルの用途基準に沿った運用であると考えられる。

次に、ネットサービスVの使用が政務活動と言えるかどうかについてであるが、岡田県議はネットサービスVに関し、領収書等貼付用紙に「使用する理由としては、県民が議員を検索する際に一つのツールとして利用する機会が多く、ネットサービスVを介しての相談等が政務活動の中で一定数あると見込まれるホームページの役割があるから。」と記載している。議会事務局は経費の内容を調査しており、ネットサービスVは、本人のアカウントにより様々な機能の利用が可能で、サイトを常時確認することは困難であるが、一般的、外形的事実から、ネットサービスVを利用した政務活動の実態がないとまでは言えないとして政務活動の充当を認めている。

名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決では、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々の政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものであって、その多くが政治活動、後援活動としての性格を併有していることは否定できない。しかし、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な調査研究活動に当たり、そのための費用は、政務調査費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。」とされており、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決では、「広報には、自らの議会活動や政策を有権者に周知し、支持者の拡大を図るという選挙活動の一環として機能し得る面もあることは否定しがたいが、そうであるとしても専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき事情がない限り、広報費は、用途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。」とされている。

また、マニュアルによると、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないことから、議会事務局として、利用状況について常時確認できていない実態があったにせよ岡田県議に按分方法についても確認した上で、その割合が50%以内であれば申出のとおり認めている現状は合理性に欠けるとまでは言えないと考える。

よって、これらのことを勘案すると、ネットサービスV使用料への政務活動費の充当が違法かつ不当であるという請求人の主張には理由がない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件請求のうち令和5年度の政務活動費の支出に関しては、条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が岡田議員に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

**第5 意見**

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため、議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、用途の範囲が拡大されるとともに、議長にその用途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされており、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、政務活動費制度を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、マニュアルにおいて、より詳細で具体的な用途基準を明示するなど、更なる透明性向上のための見直しに、早急に取り組むとともに、知事の補助執行者である議会事務局においては、政務活動費が用途を限定した交付金であることを念頭に、その支出に係る指導の一層の充実・強化を図り、より適正な執行に努められたい。

令和7年5月23日

愛媛県監査委員 高 田 健 司

同 高 石 淳

**○公表第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年6月3日

愛媛県監査委員 高 田 健 司

同 高 石 淳

**決 定 書**

請求人 松山市 松本好司様

令和7年3月31日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（岡田教人：SNS写真動画制作費）」について、次のとおり決定する。

**主 文**

本件請求は、これを棄却する。

**第1 請求の内容**

請求人から令和7年3月31日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（岡田教人：SNS写真動画制作費）」によると、請求の要旨は次のとおりである。

**1 請求する措置**

愛媛県が政務活動費の広報広聴費として、愛媛県議会議員岡田教人（以下「岡田県議」という。）に対して、SNS投稿用の写真動画制作費を支払っていることを愛媛県ホームページで確認をした。

愛媛県職員が違法かつ不当な行為に対して、財務会計上の不適切な会計支出を行っているものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき、愛媛県職員措置請求（以下「本件請求」という。）を行う。

愛媛県監査委員に対しては、愛媛県が岡田県議に支払った写真動画制作費の支払い請求明細単位に至るまでの監査を行い、不当な公金支出の返還措置を監査にて求める。

**2 支出が不当である理由**

(1) 愛媛県の広聴広報費の充当は、ホームページに限定されたものであり、動画サイトへの制作費の支出そのものが、政務活動費に該当しない不当請求である。政務活動費にSNS写真動画サイトに投稿する写真動画制作費は経費充当として認められていない。WEB制作に動画制作費を含ませて水増し請求を行っている事実である。その金額は541,310円であり、更にHP管理業務委託費387,200円は別に請求している。ホームページの費用が合計928,510円となっており、他の県議と比べてもホームページ費用が高額な請求金額となっている。愛媛県監査委員は、契約書や請求書の明細や日付を確認して、感覚ではなく定量的な数字で分かるように監査報告を行え。

(2) 岡田県議はSNS写真動画サイトInstagramの動画投稿を行い、SNS投稿をホームページへの自動読み込み機能を利用したものである。政務活動費としての利用実態は、Instagramへの投稿写真や動画の制作費である。愛媛県の政務活動費として認められている広聴広報費の充当はホームページに限定したものであり、Instagramに動画投稿する写真動画制作費を愛媛県に請求する行為は違法行為である。愛媛県監査委員は、岡田県議が広聴広報費のWEB制作・写真動画撮影編集費用の金額からSNS写真動画制作費を差し引いた合計に対する再計算し直し、その差額を返還請求せよ。

(3) 岡田県議のホームページには、SNS写真動画サイトInstagramからの写真や動画の投稿が8個複写されて掲載されている。愛媛県が定める政務活動費の事務処理マニュアルで広報活動の経費として認められているのは「議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と限定されている。しかしながら、岡田県議の投稿複写動画は、県政に関する政策等ではない。本人の自己PRのみで占められる写真動画制作費を愛媛県の政務活動費として支払うことは違法行為である。愛媛県監査委員は、岡田県議

が広聴広報費として請求をした写真動画制作費8本がいくら金額であったのか、契約書や請求書の詳細明細を調べて、愛媛県民に対して監査報告をしる。

- (4) 岡田県議の動画制作費の請求日などから計算して、選挙目的の動画でないことを調べて、愛媛県民に対して監査報告をしる。
- (5) 岡田県議のホームページで県政に関する政策等ではないページ数や、県政に関する政策等ではない写真動画制作費のページで占められており、岡田県議が愛媛県に請求した按分比率と合致していると言えない。愛媛県監査委員は、ホームページのページと、写真動画制作費用など請求金額の按分が適正であるのか監査を行い、愛媛県民に対して監査報告をしる。

### 3 違法性の根拠

愛媛県政務活動費の交付に関する条例において、「(政務活動費を充てることができる経費の範囲)第7条 議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」としている。

同条例の別表(第7条関係)において、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」としている。

同条例の「別記様式(第8条、第9条、第11条、第12条関係)政務活動費に係る収入及び支出の報告書」において、広聴広報費は実施日と回数、配布方法の記載が示されているが、岡田県議の動画費用についての実施日や回数、配布方法(投稿先)は記載されていない違法な支出である。

また、同条例に「第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としており、その議長は「政務活動費事務処理マニュアル」を策定している。したがって、「政務活動費事務処理マニュアル」自体に法規範性がある。

法規範性がある政務活動費事務処理マニュアルにおいて、愛媛県の政務活動費の広聴広報費として認められる経費は、政務活動費事務処理マニュアル第2 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例として、「議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」だと定められている。

また、ホームページ・更新委託料は政務活動費事務処理マニュアルにて充当可能な経費だと認められているが、SNS投稿が主体とした動画制作費は該当項目にない。また、ホームページ以外のSNSについての経費は充当項目にみとめられていない。そもそも県政に関する政策等ではない岡田県議の投稿複写動画は経費充当に当たらない。

政務活動費事務処理マニュアルにおいて、広聴広報費の按分については、「内容に政務活動以外の他の議員活動が含まれている場合には適正な割合で按分する必要がある。」と明記しているとおりである。

### 4 用語定義と根拠の確認

総務省のホームページの掲載において、「選挙・政治資金」(1)インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁等で、ウェブサイト等を利用する方法として、「ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス(Youtube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)等と記載して、ホームページはウェブサイト等の一つのチャンネルであることを国民に説明している。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10\\_2.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html)

また、公職選挙法第142条の3第1項においても、インターネット系の全体利用に対しては、「ウェブサイト等を利用する方法」と記載しているとおりであり、政務活動費の充当をホームページとしている愛媛県の「政務活動費の事務処理マニュアル」では、あくまでもホームページに関する支出だけを意味するものに限定している。

このように、愛媛県の「政務活動費の事務処理マニュアル」で、広聴広報費の充当項目がホームページに限定されたものであるから、政務活動費の経費充当はホームページに限定した経費にするべきであって、SNS写真動画への投稿を主目的とした動画編集費を愛媛県が支払っている場合においても不当な会計処理である。

### 5 監査委員の選任

(裁判関係者の排除要求)

請求人は、愛媛県が黒川理恵子に支払った自己啓発セミナー(西条市倫理法人会)の会費の返還を愛媛県知事に求める民事裁判を行っている原告である。(不当利得返還請求事件 事件番号 令和6年(行ウ)第4号)

本事件は、行政側監査委員2名が、議長が策定した「政務活動費事務処理マニュアル」を法規範性がないとして棄却した監査結果に対する裁判である。

請求人は松山地方裁判所にて勝訴し、愛媛県知事は控訴をして裁判で係争中である。したがって本事件の監査に関わった監査委員は裁判関係者である。

同条例第13条のとおり、「条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としてある同条例を当該監査委員が無視し、議長が策定したマニュアルを法規範性がないとした監査結果に対する裁判である。したがって、法第199条の2の規定を根拠に当該事件の行政側監査委員2名の除斥を求める。

また、法第200条の2において、監査委員には常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるが、本監査請求は行政側の職員が会計上の会計処理を正当に行っていたかを監査するものであること、議会側で策定したマニュアルに沿って会計処理が行われていたかを監査するものであることから、議会議員側から選出した監査委員が不在の監査は有り得ない。

一般民間人や愛媛県元職員の監査委員だけでは、本監査を行うにあたって、選挙についての知識や判断が十分とは言えない。

したがって、裁判係争中の事件に関わった監査人を本監査から除外し、議員側の監査委員を入れた監査を行え。

不当利得返還請求事件(事件番号 令和6年(行ウ)第4号)の監査は以下のとおりである。

(当該事件に該当する住民監査請求の愛媛県監査委員)

●監査から除斥された委員(2名)

議会側監査委員 大西誠 (愛媛県議会議員:自民党)

議会側監査委員 松下行吉 (愛媛県議会議員:自民党)

●監査を実施した委員(2名)

行政側監査委員 高橋正浩 (愛媛県職員 常勤特別職:元県職員)

行政側監査委員 高田健司 (愛媛県職員 非常勤特別職:民間登用)

注 第1については、請求の趣旨を損なわない範囲で明らかな誤字脱字の修正を含めて整理し直した。

## 第2 監査の実施

本件請求は、令和7年3月31日にこれを受付し、要件審査した結果、法第242条に定める要件を具備していると認め、同年4月2日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査執行上の辞退

監査委員のうち愛媛県議会議員から選任された委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の届出があり、両監査委員は、監査を執行していない。なお、該当する委員は、大石豪委員及び帽子大輔委員である。

### 2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 3 監査実施日

令和7年4月22日から25日までの間に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

### 4 監査対象機関

愛媛県議会事務局(以下「議会事務局」という。)を対象に監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

#### (1) 政務活動費の概要

法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている(法第100条第14項及び第15項)。

上記規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。)が制定され、条例の規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する規程(平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。)が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は交付条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

#### ア 政務活動費の交付の対象及び額

##### (ア) 交付の対象(条例第2条)

愛媛県議会議員の職にある者

##### (イ) 政務活動費の額(条例第3条)

月額33万円

#### イ 政務活動費の交付の方法等

##### (ア) 議員の通知(条例第4条)

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

##### (イ) 交付の決定(条例第5条)

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

##### (ウ) 請求及び交付(条例第6条)

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

##### (エ) 収支報告書(条例第8条)

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還（条例第10条）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費の事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月に一部を改正している。マニュアルの主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）ごとの使途基準（内容及び具体例）

(ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分にあたっての指針及び項目別の充当の考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費（参考事例））

(エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書、及び会計帳簿等の整理保管及び証拠書類の四半期ごとの事前確認

(オ) 資料集

法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程並びに事業実績報告書（記載例）

(カ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和5年度における岡田県議の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

(単位：円)

交付額	支出金額	残余額
3,630,000	3,630,000	0

## 2 結果

### (1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、交付条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せ持つ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の用途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考としており、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

また、令和4年1月には、用途を詳細に報告するよう支払証明書及び出納簿の記載例の修正を行うとともに、議会事務局による証拠書類の四半期ごとの事前確認をマニュアル内に記載するなど、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のための改正を行っている。

マニュアルは、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、法規規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできないが、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定め適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の合理的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法かつ不当な支出として示されたもの等について、次のとおり判断する。

### (2) 広聴広報費としてSNS写真動画制作費を支出することの可否

請求人は、愛媛県の政務活動費には、選挙費用や政治活動費の経費充当は認められていない外、広聴広報費への充当は、ホームページに限定されたものであり、SNS写真動画制作費が経費充当対象として認められていないにもかかわらず、WEB制作費にSNS写真動画制作費を含めた岡田県議からの請求に対し、愛媛県が支払った行為は不当であると主張している。

これに対し、議会事務局から、次のとおり説明があった。

政務活動は、県政全般に及び、その調査研究の対象や方法も広範かつ多岐にわたるものと考えられ、政務活動の手段、方法又は内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきものであることから、いかなる内容の政務活動を行うかは、議員の合理的判断に委ねられるべきものである。

条例は、第7条及び別表により政務活動費を充てることができる経費の範囲及び用途基準を定めている。そして、こうした政務活動費を具体的に充てることができる経費の範囲や充当方法については、マニュアルで「実費弁償の原則」、「按分に当たっての指針」及び「項目別の充当の考え方」等の詳細を定めており、これらを踏まえ、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としている。

したがって、議員が政務活動のために支出した経費が用途基準等に適合すると当該議員の合理的判断があり、政務活動の外観や、当該支出の客観的な目的、性質等に照らして、その判断について首肯し得るものと推認できる程度の合理性が認められる場合には、政務活動に支出した経費について、議員の請求に基づき、政務活動費を充当できる。

マニュアルでは、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例として、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、県政報告会等の開催、議会活動広報紙及び報告



書の発行並びにホームページによる広報活動（会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代、茶菓子等）、印刷製本費及び発送料、交通費、ホームページ作成・更新委託料等）と記載されているが、これらは、例示に過ぎず、充満可能な経費をホームページによる広報活動に限定する趣旨ではなく、インターネットを介した広報ツールの利用等に係る経費も広聴広報費の対象になると考えている。

また、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。そのため、明確に按分することは難しいので、事務所費、事務費（備品購入費）、人件費等の全額を政務活動費によって支払うことは不適当な場合があることから、各活動の実績に応じて按分する必要がある。

その按分比率の決め方については、政務活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。

この按分比率については、宇都宮地裁平成23年（行ウ）第8号平成29年6月29日判決も参考にしており、これによると、「広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充満されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。」とされていることから、議会事務局は、経費の内容に政務活動以外の議員活動が含まれている場合には、適正な割合で按分するよう助言している。また、按分比率の決め方については、政務活動が議員個々によって異なっているため、マニュアルで按分比率を一律に示すことは困難であり、個々の議員の判断によることとなるが、令和5年度のSNS写真動画制作費については、議会事務局が岡田県議の公式ホームページを閲覧し、政務活動との関連性を確認するとともに、按分比率について50%を超える特段の事情があることを同氏に確認した上で、申出のとおりWEB制作・写真動画撮影編集等費用70%、HP管理業務委託80%の按分比率を認めている。

なお、広聴広報費として充満しているのは、支出に係る領収書等から令和5年5月分から令和6年3月分として支払った経費であり、愛媛県議会議員選挙（令和5年4月9日投票日）以前の費用は含まれていない。

上記議会事務局の説明を踏まえて次のように判断した。

まず、広聴広報費をSNS写真動画制作費に充満することの可否について、条例では、広聴広報費は、議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費とされ、その具体例がマニュアルで示されているが、広聴広報費を充満することができる経費がこれらの経費に限定されている訳ではない。また、Instagram、SNS等による情報発信は、ホームページと同じくインターネットを介した広報ツールとして、効果的な手段であると認められることから、そのためのSNS写真動画制作費を充満対象経費とすることは、マニュアルの使途基準に沿った運用であると考えられる。

次に、SNS写真動画の内容が政務活動といえるかどうかについてであるが、岡田県議の公式ホームページには、プロフィール、政策・公約、活動報告等のほか、Instagramとのリンク動画等様々な活動が混在して掲載されていることが認められる。

名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決では、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々の政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものであって、その多くが政治活動、後援活動としての性格を併有していることは否定できない。しかし、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な調査研究活動に当たり、そのための費用は、政務調査費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。」とされており、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決では、「広報には、自らの議会活動や政策を有権者に周知し、支持者の拡大を図るといって選挙活動の一環として機能し得る面もあることは否定しがたいが、そうであるとしても専ら選挙活動の経費として支出したとみるべき事情がない限り、広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。」とされている。

また、マニュアルによると、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっている場合もある。按分比率を一律に示すことは困難であるため、個々の議員の判断によらざるを得ないとしており、50%を超える按分率については、議員が積算根拠を明確にして説明責任を果たすべきであるが、それを収支報告書に添付していないことをもって違法とまでは言えないと考える。

よって、これらのことを勘案すると、SNS写真動画制作費への政務活動費の充満が違法かつ不当であるという請求人の主張には理由がない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件請求のうち、令和5年度の政務活動費の支出に関しては、条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が岡田県議に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

**第5 意見**

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため、議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、用途の範囲が拡大されるとともに、議長にその用途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされており、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、政務活動費制度を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、マニュアルにおいて、より詳細で具体的な用途基準を明示するなど、更なる透明性向上のための見直しに、早急に取り組むとともに、知事の補助執行者である議会事務局においては、政務活動費が用途を限定した交付金であることを念頭に、その支出に係る指導の一層の充実・強化を図り、より適正な執行に努められたい。

令和7年5月23日

愛媛県監査委員 高田 健司

同 高石 淳

**○公表第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年6月3日

愛媛県監査委員 高田 健司

同 高石 淳

**決 定 書**

請求人 松山市 松本好司様

令和7年3月31日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（倫理法人会費：不当利得返還要求）」について、次のとおり決定する。

**主 文**

- 1 本件請求のうち、令和3年度及び令和4年度に交付した政務活動費の返還を求める部分を却下する。
- 2 その余の請求は、これを棄却する。

**第1 請求の内容**

請求人から令和7年3月31日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書（倫理法人会費：不当利得返還要求）」によると、請求の要旨は次のとおりである。

**1 請求の要旨**

愛媛県が政務活動費として、倫理法人会（以下「R会」という。）の会費を愛媛県議会議員岡田教人（以下「岡田県議」という。）と山崎洋靖（以下「山崎県議」という。）に支払っていることを愛媛県ホームページで確認した。

松山地方裁判所の判決にて、元愛媛県議会議員黒川理恵子（以下「黒川元県議」という。）に対し、愛媛県がR会の会費について支払っている会費は、既に不当請求であることの判決が下っている判例がある。（不当利得返還請求事件 事件番号 令和6年（行ウ）第4号）

その判決文において、R会の目的は純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを広げる点と指摘されている。また、R会の主たる活動であるモーニングセミナーの目的は、「純粋倫理の学習・実践の場」、「朝型の生活習慣を体得する場」、「異業種交流の場」とされている。

モーニングセミナーの大多数は、倫理の学習・実践や異業種交流・情報交換に関連するものであり、主として地方行政等をテーマとしたものは極めて少数であるとし、倫理運動の一環としてされていたものと認めるのが相当であり、政務活動費の充当が不適当な会費の一例に当たるものと解される。と判決文に記載されているとおりである。

モーニングセミナーの中で、極めて少数で希にある政務活動に類すると推測可能なセミナーに参加する場合は、一般オブザーバーとして参加が可能である。よって、R会の会費を政務活動費として支払わなくとも参加できることから、毎月の会費を愛媛県が政務活動費として支払う理由が見当たらない。会費の支払い目的は政務活動以外のR会で自己啓発を学ぶことが主目的であると考えるのが普通である。

まれにある政務活動に該当するセミナーがあるからと言って、その会費全額が政務活動として認められるものではない。政務活動費として支払う場合は積算根拠のある按分比率で支払われるように政務活動費事務処理マニュアルで規定していることから、按分比も考慮せずに会費全額の請求をしていることは不当な請求である。

このように違法かつ不当な請求行為に対して、財務会計上の不適切な会計支出を行っているものであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき、愛媛県職員措置請求（以下「本件請求」という。）を行う。

愛媛県監査委員に対し、不当な公金支出の返還措置を監査にて求める。

## 2 違法支出の返還

### (監査請求1) 岡田県議

- ① 令和5年度政務活動費の研修費として、岡田県議に愛媛県が支払ったR会費110,000円の監査を行い愛媛県監査委員は、岡田県議に対し、愛媛県に公金の返金を求めよ。

令和6年度も支払いを行っておれば、令和6年度分の返金も求めよ。

- ② 愛媛県に請求した対象期間全てのセミナー開催回の出欠の参加実態が分かる出席回数を数字で示したものの、その参加したセミナータイトルとその内容、セミナー毎のそれぞれの内容が愛媛県の定める「政務活動費の事務処理マニュアルに即したものであるかを参加セミナー毎に一覧表として具体的に示し、監査結果として県民に報告せよ。

- ③ 「政務活動費事務処理マニュアル」には、「全額を政務活動費によって支払うことは不適當な場合があることから、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」と記載されており、更には「個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。」と記載されている。按分比率を用いなくて費用100%を政務活動費として請求している按分比率の積算根拠を岡田県議に提出させ、その監査を行い、監査結果として県民に報告せよ。

- ④ 「政務活動費事務処理マニュアル」は、愛媛県議会議長が愛媛県に対して正当な事務処理を求めたマニュアルである。そのマニュアルの研修費には、「ウ 会費に関する考え方」として、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものである必要があり、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充てられるものとする。と記されている。

よって、R会の会費は地方行政に関する内容ではなく、倫理を学ぶことで開催されるセミナー拝聴が主たる目的の会費を政務活動費としては認められない。

「政務活動費事務処理マニュアル」の「ウ 会費に関する考え方」として、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費の支出は、政務活動費の対象経費とはできない。とされている。

これら2点において、支出が認められない内容の会費を何故支払うのか、監査を行い、監査結果で県民に報告せよ。

- ⑤ 愛媛県監査委員らは過去の監査結果報告において、「マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできない。」と決まり文句の監査報告を行っている。では、愛媛県職員はどのような基準で政務活動費事務処理を行っているのか。議員は何の基準で政務活動費の請求を行っているのか全く不透明である。

正当な監査を行うに当たり、議長が政務活動費事務処理を定めたマニュアルに即した事務処理でなくともよいのか。何のためのマニュアルなのか。不当請求を防ぐためのマニュアルではないのか。議長は何のためにマニュアルを作成したのか。これらについて、愛媛県監査委員は、愛媛県議会議長に対して議長にマニュアルに即したものであるかの所見を伺い、その回答の有無も含めて本監査の監査結果として県民に報告せよ。

- ⑥ 愛媛県監査委員は、岡田県議がR会の委員や役員や顧問等の役職者を務めて活動しているのであれば、R会の活動を推進する役職の活動だとの疑念がある。R会の委員や顧問等の役職を務めているのかを調査して、監査結果として愛媛県民に報告せよ。

### (監査請求2) 山崎県議

- ① 令和3年度から令和5年度まで山崎県議に愛媛県がR会費の合計360,000円を支払っている。愛媛県監査委員は、山崎県議に対し、現時点で監査請求権利有効期間である令和5年度分120,000円について監査して愛媛県に公金の返金を求めよ。

そして、不当な請求が行われている令和3年度、4年度についても監査を行って返金を求めよ。令和6年度も支払いを行っておれば、令和6年度分の返金も求めよ。

(令和3年度・4年度分の監査要求の法的根拠：正当な理由)

当利得返還請求権の時効期間は10年である。(民法166条1項)

監査を行わなければ裁判で返還要求ができない。

よって、令和3年度、4年度についても監査をせよ。

(判例)

2020年6月18日に富山地裁で開かれた住民訴訟の口頭弁論では、富山市議会の政務活動費不正受給問題をめぐり、市民団体が森雅志市長を相手取り、自民党会派の政務活動費の返還を求めた住民訴訟において、和久田道雄裁判長は原告側の主張に沿って「返還請求権の時効は10年」とする見解を示している。

- ② 愛媛県に請求した対象期間全てのセミナー開催回の出欠の参加実態が分かる出席回数を数字で示したものの、その参加したセミナータイトルとその内容、セミナー毎のそれぞれの内容が愛媛県の定める「政務活動費の事務処理マニュアル」に即したものであるかを参加セミナーごとに一覧表として具体的に示し、監査結果として県民に報告せよ。

- ③ 「政務活動費事務処理マニュアル」には、「全額を政務活動費によって支払うことは不適當な場合があることから、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。」と記載されており、更には「個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。」と記載されている。按分比率を用いなくて費用100%を政務活動費として請求している積算根拠を山崎県議に提出させ、その監査をおこない、監査結果として県民に報告せよ。

- ④ 「政務活動費事務処理マニュアル」は、愛媛県議会議長が愛媛県に対して正当な事務処理を求めたマニュアルである。そのマニュアルの研修費には、「ウ 会費に関する考え方」として、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものである

必要があり、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。と記されている。

よって、R会の会合は地方行政に関する内容ではなく、倫理を学ぶことで開催されるセミナー拝聴が主たる目的の会費を政務活動費としては認められない。

「政務活動費事務処理マニュアル」の「ウ 会費に関する考え方」として、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費の支出は、政務活動費の対象経費とはできないとされている。

これら2点において、支出が認められない内容の会費を何故支払うのか、監査結果で県民に報告せよ。

- ⑤ 愛媛県監査委員らは過去の監査結果報告において、「マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできない。」と決まり文句の監査報告を行っている。では、愛媛県職員はどのような基準で政務活動費事務処理を行っているのか。議員は何の基準で政務活動費の請求を行っているのか全く不透明である。

正当な監査を行うに当たり、議長が政務活動費事務処理を定めたマニュアルに即した事務処理でなくともよいのか。何のためのマニュアルなのか。不当請求を防ぐためのマニュアルではないのか。議長は何のためにマニュアルを作成したのか。これらについて、愛媛県監査委員は、愛媛県議会議長に対して議長に所見を伺い、その回答の有無も含めて本監査の監査結果として県民に報告せよ。

- ⑥ 愛媛県監査委員は、山崎県議がR会の委員や役員や顧問等の役職者を務めて活動をしているのであれば、R会の活動を推進する役職の活動だと疑念がある。R会の委員や顧問等の役職を務めているのかを調査して、監査結果として愛媛県民に報告せよ。

### 3 監査委員の選任

(裁判関係者の排除要求)

請求人は、愛媛県が黒川元県議に支払った自己啓発セミナー（西条市倫理法人会）の会費の返還を愛媛県知事に求める民事裁判を行っている原告である。(不当利得返還請求事件 事件番号 令和6年(行ウ)第4号)

本事件は、行政側監査委員2名が、議長が策定した「政務活動費事務処理マニュアル」を法規範性がないとして棄却した監査結果に対する裁判である。

請求人は松山地方裁判所にて勝訴し、愛媛県知事は控訴をして裁判で係争中である。したがって本事件の監査に関わった監査委員は裁判関係者である。

愛媛県政務活動費の交付に関する条例第13条のとおり、「条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」としてある同条例を当該監査委員が無視をし、議長が策定したマニュアルを法規範性がないとした監査結果に対する裁判である。したがって、法第199条の2の規定を根拠に当該事件の行政側監査委員2名の除斥を求める。

また、法第200条の2において、監査委員には常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるが、本監査請求は行政側の職員が会計処理を正当に行っていたかを監査するものであること、議会側で策定したマニュアルに沿って会計処理が行われていたかを監査するものであることから、議会議員側から選出された監査委員が不在の監査は有り得ない。

一般民間人や愛媛県元職員の監査委員だけでは、本監査を行うに当たって、選挙についての知識や判断が十分とは言えない。

したがって、裁判係争中の事件に関わった監査人を本監査から除外し、議員側の監査委員を入れた監査を行え。

不当利得返還請求事件(事件番号 令和6年(行ウ)第4号)の監査は以下のとおりである。

(当該事件に該当する住民監査請求の愛媛県監査委員)

#### ●監査から除斥された委員(2名)

議会側監査委員 大西誠 (愛媛県議会議員：自民党)

議会側監査委員 松下行吉 (愛媛県議会議員：自民党)

#### ●監査を実施した委員(2名)

行政側監査委員 高橋正浩 (愛媛県職員 常勤特別職：元県職員)

行政側監査委員 高田健司 (愛媛県職員 非常勤特別職：民間登用)

注 第1については、請求の趣旨を損なわない範囲で明らかな誤字脱字の修正を含めて整理し直した。

### 第2 監査の実施

本件請求は、令和7年3月31日にこれを受付し、同年4月9日に補正書が提出され、これらを要件審査した結果、法第242条に定める要件について、一部を除き具備していると認め、同月11日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査執行上の辞退

監査委員のうち愛媛県議会議員から選任された委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の届出があり、両監査委員は、監査を執行していない。なお、該当する委員は、大石豪委員及び帽子大輔委員である。

#### 2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和7年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

#### 3 監査実施日

令和7年4月22日から25日までの間に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

4 監査対象機関

愛媛県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を対象に監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）が制定され、条例の規定を受けて愛媛県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は交付条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 交付の対象（条例第2条）

愛媛県議会議員の職にある者

(イ) 政務活動費の額（条例第3条）

月額33万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 議員の通知（条例第4条）

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

(イ) 交付の決定（条例第5条）

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

(ウ) 請求及び交付（条例第6条）

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書（条例第8条）

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(オ) 議長の調査（条例第9条）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還（条例第10条）

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存（条例第11条）

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第12条）

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の用途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例別表）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等（他の議員等と共同して開催するものを含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察によるものを含む。）、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費の事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のため、令和4年1月に一部を改正している。マニュアルの主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）ごとの使途基準（内容及び具体例）

(ロ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分にあたっての指針及び項目別の充ての考え方（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費（備品等）、人件費及び政務活動費の充てが不適当な経費（参考事例））

(ハ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載、支払証明書、会計帳簿等の整理保管及び証拠書類の四半期ごとの事前確認

(ニ) 資料集

法（抜粋）、公職選挙法（抜粋）、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（記載例）、規程並びに事業実績報告書（記載例）

(ホ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

令和5年度における岡田県議及び山崎県議の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

（単位：円）

	交付額	支出金額	残余额
岡田県議	3,630,000	3,630,000	0
山崎県議	3,960,000	2,184,578	1,775,422

2 結果

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充てることができる経費の範囲についても、交付条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せ持つ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考としており、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

また、令和4年1月には、使途を詳細に報告するよう支払証明書及び出納簿の記載例の修正を行うとともに、議会事務局による証拠書類の四半期ごとの事前確認をマニュアル内に記載するなど、政務活動費制度のより一層の透明性の向上のための改正を行っている。

マニュアルは、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、法規規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると判断することはできないが、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定め適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の合理的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、その支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法かつ不当な支出として示されたもの等について、次のとおり判断する。

## (2) 研修費としてR会費を支出することの可否

請求人の主張は以下のとおりである。

松山地裁令和6年（行ウ）第4号（令和7年2月19日判決）にて指摘されているように、R会の目的は純粹倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを広げる点であり、また、R会の主たる活動であるモーニングセミナーの目的は、「純粹倫理の学習・実践の場」、「朝型の生活習慣を体得する場」、「異業種交流の場」である。

モーニングセミナーの大多数は、倫理の学習・実践や異業種交流・情報交換に関連するものであり、主として地方行政等をテーマとしたものは極めて少数であることから、倫理運動の一環としてされていたものと認めるのが相当であり、政務活動費の充当が不当な会費の一例に当たると考える。

モーニングセミナーの中で、極めて少数でまれにある政務活動に類すると推測可能なセミナーに参加する場合は、一般オブザーバーとして参加が可能である。よって、R会の会費を政務活動費として支払わなくとも参加できることから、毎月の会費を愛媛県が政務活動費として支払う理由が見当たらない。会費の支払い目的は政務活動以外のR会で自己啓発を学ぶことが主目的であると考えるのが普通である。

まれにある政務活動に該当するセミナーがあるからと言って、その会費全額が政務活動として認められるものではない。政務活動費として支払う場合は積算根拠のある按分比率で支払われるようにマニュアルで規定していることから、按分比も考慮せずに会費全額を請求していることは不当な請求である。

これに対し、議会事務局から、次のとおり説明があった。

当該地裁判決では、黒川元県議が政務活動費から支出したR会の会費は使途基準に適合しない違法な支出であるとされているが、現在、控訴審にて審理中であり、判決は確定していない。

政務活動は、県政全般に及び、その調査研究の対象や方法も広範かつ多岐にわたるものと考えられ、政務活動の手段、方法又は内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきものであることから、いかなる内容の政務活動を行うかは、議員の合理的判断に委ねられるべきものである。

条例は、第7条及び別表により政務活動費を充てることができる経費の範囲及び使途基準を定めている。そして、こうした政務活動費を具体的に充てることができる経費の範囲や充当方法については、マニュアルで「実費弁償の原則」、「按分に当たっての指針」及び「項目別の充当の考え方」等の詳細を定めており、これらを踏まえ、社会通念上妥当な範囲の額であれば、実際に要した経費を充当することを原則としている。

したがって、議員が政務活動のために支出した経費が使途基準等に適合するとの当該議員の合理的判断があり、政務活動の外観や、当該支出の客観的な目的、性質等に照らして、その判断について首肯し得るものと推認できる程度の合理性が認められる場合には、政務活動に支出した経費について、議員の請求に基づき、政務活動費を充当できる。

マニュアルでは、議員が年会費・月会費へ充当する場合は、政務活動との関連を示す「団体概要等記録簿」を添付することとなっている。

岡田県議は、「団体概要等記録簿」において、入会している「松山市中央倫理法人会」と議員の政務活動との関係を「当会は、県内で経済活動を行う企業家が集い、ともに倫理を学び、県政の課題等を各種行事への参加や関係者との意見交換により有益な情報を収集・交換する事で、政務活動に活かすことができる。」と説明、また、山崎県議は同記録簿において、入会している「砥部倫理法人会」と議員の政務活動との関係を「企業経営者や行政関係者、医療関係者、地域活動を行っている方々との意見交換を行い、行政研究に活かしている。」と説明しており、政務活動費の使途基準に沿った経費であると認められることから、適切な充当であると考えている。

上記議会事務局の説明を踏まえて次のように判断した。

一般社団法人倫理研究所のホームページによると、R会は、「企業に倫理を、職場に心を、家庭に愛を」をスローガンに、全国7万社の会員企業が純粋倫理に根ざした「倫理経営」を学び、実践し、その輪を広げる活動に取り組んでいるとされている。また、全都道府県や市・区単位においてR会が設立されており、県内では、愛媛県倫理法人会のほか、上記の2法人会を含め18の単会が設立されている。

愛媛県倫理法人会のホームページに掲載されている2法人のイベントカレンダーや活動報告によると、モーニングセミナー、奉仕清掃、100名モーニングセミナー等の会員間の交流を図る事業が実施されており、セミナーでは、企業経営者、団体の代表、行政関係者など、様々な分野の講師による講演が行われていることが確認できる。

岡田県議及び山崎県議が団体概要等記録簿に記載している政務活動との関係については、各会へ加入し、活動に参加することにより、様々な分野の講演や他の会員との交流を通じた情報収集や意見交換等が可能になると考えられることから、これらの会への会費の支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くとまでは言えない。

また、マニュアルでは年会費・月会費について「年会費や月会費等の政務活動費からの支出については、その団体の活動内容や実態を十分勘案の上、その可否を判断すること。」とされており、議会事務局では政務活動費の使途基準に沿った経費と認め、その支出は適切と判断している。

請求人は「まれに政務活動に該当するセミナーがあるからと言って、その会費全額が政務活動として認められるものではない。政務活動費として支払う場合は積算根拠のある按分比率で支払われるように政務活動費事務処理マニュアルで規定していることから、按分比も考慮せずに会費全額を請求していることは不当な請求である。」と主張するが、議会事務局において、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動との間に合理的関連性を有しているかという基準に基づいて審査の上、全額の充当が認められている。

よって、これらのことを勘案すると、R会の会費全額への政務活動費の充当が違法かつ不当であるという請求人の主張には理由がない。

### (3) 法第242条第2項に定める請求期間の経過について

請求人は、山崎県議の令和3年度及び令和4年度の支出に関し、請求を行っている。

住民監査請求の請求期間について、法第242条第2項は、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」と規定している。

本件における当該行為のあつた日とは、交付額確定日であり、令和3年度分は令和4年5月12日、令和4年度分は令和5年5月15日にそれぞれ確定していることから、当該請求は既に1年を経過している。

また、このただし書でいう正当な理由として認められるのは、例えば、当該行為が極めて秘密裡に行われ、1年を経過した後初めて明るみに出たような場合、或いは天災地変等による交通途絶により請求期間を経過した場合などと解されているが、請求人は、不当利得返還請求権の時効期間は10年であること、また監査を行わなければ裁判で返還要求ができないことを理由としており、これらの主張は、「正当な理由」とは認められない。

## 第4 結論

以上のとおり、本件請求のうち、請求人が不当であると主張する山崎県議の令和3年度及び4年度の政務活動費の支出に関しては、法第242条第2項に定める請求期間を経過していることから、不適法な請求であると判断する。

また、本件請求のうち、岡田県議と山崎県議の令和5年度の政務活動費の支出に関しては、条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が岡田県議と山崎県議に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

## 第5 意見

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

また、平成24年の法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、使途の範囲が拡大されるとともに、議長にその使途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について説明責任を果たすことが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされており、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められている。

愛媛県議会においては、政務活動費制度を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、マニュアルにおいて、より詳細で具体的な使途基準を明示するなど、更なる透明性向上のための見直しに、早急に取り組むとともに、知事の補助執行者である議会事務局においては、政務活動費が使途を限定した交付金であることを念頭に、その支出に係る指導の一層の充実・強化を図り、より適正な執行に努められたい。

令和7年5月23日

愛媛県監査委員 高田 健 司  
同 高石 淳